

第6回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議 (新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事概要

日時：令和2年4月17日(金) 18:00~18:21

場所：第三応接室

出席者：本部長、青山・柏木副本部長、統括本部員、本部員、病院局長

司会：坂本次長

※マスコミオープンで実施

1 状況報告等

別紙会議資料に沿って報告。

(危機管理局長)

- ・ 危機対策本部の対応状況を資料に基づき説明。
- ・ 対策本部各部の対応については、アンダーラインを引いている箇所が前回の会議から追加・変更したもの。各自確認願いたい。
- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更の説明。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更箇所について説明。

2 各部発言

(健康福祉部長)

- ・ 新型コロナウイルス感染症の状況を説明。
- ・ 新型コロナウイルス感染症検査の状況を説明
- ・ 相談センターの相談件数について資料に基づき説明。

(教育部長)

- ・ 一斉臨時休業の実施について資料に基づき説明。
- ・ 児童生徒への学習支援対策について説明。
- ・ 特別支援学校の児童生徒の受入れについて説明。

3 本部長指示事項

本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置の実施区域が全国に拡大されたところです。

この度の区域変更は、特にゴールデンウィーク中の人の移動を最小化にすることにより、新型コロナウイルス感染症の全国的かつ急速なまん延に歯止めをかけるという政府としての強い決意の表れであり、この決定は重く受け止めなければならないと考えています。

県としては、県民の皆様方に対して、外出・移動の自粛を含む協力の要請を行うこととしたところであり、各職員にあっては、ゴールデンウィーク明けまでのこの数週間が極めて重要な時期であることを改めて自覚し、感染拡大の防止に向け、迅速かつ全力で対応するように指示します。

また、新型コロナウイルス感染症により県庁の機能が麻痺する事態は絶対に避けなければならないことから、県の業務を進める上での感染拡大防止対策を徹底することとし、以下7点について指示します。

- ① 人と人との接触低減の観点から、入庁者の管理の見直しや、テレワーク、時差出勤等を推進するとともに、必要に応じてBCPを踏まえた業務工程や業務配分の見直し等を行うこと。

- ② 首都圏など13の特定警戒都道府県への出張は緊急・やむを得ない場合を除き実施しないこと。
また、その他の県への出張については、移動先の感染者発生状況等を踏まえ、その必要性を十分に見極め、普及の出張はできるだけ見合わせることを。
- ③ 県内における出張・会議については、極力、書面や電話等により代替えること。
- ④ 「県主催のイベント・行事等に係る考え方と開催時における対策」については、その期間を5月6日まで延長するものであること
- ⑤ 職員の同居家族に特定警戒都道府県からの移動者がいる場合は、職員自身も健康観察を実施し、感染が疑われる症状がある場合は、自宅にて待機するとともに「帰国者・接触者相談センター」に事前に連絡すること。
- ⑥ 緊急事態措置に内容について、円滑に御協力をいあただけるよう、分かりやすい表示や広報に努めること。
- ⑦ 今後、緊急事態措置の全国的な実施に伴う影響が本県に及ぶことも懸念されること
であり、状況変化を的確に把握の上、必要となる対策については迅速に検討・実施すること。
引き続き全職員一丸となり、全庁体制で取り組むよう指示します。

4 知事メッセージ

はじめに、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中、医療関係者の皆様、介護・福祉施設等の関係者の皆様、そして、各保健所等において防疫・検査業務を実施している方々には、日夜、厳しい環境の中で必死に対応いただいていることに対し、県民を代表して心より感謝申し上げます。

また、現在、新型コロナウイルス感染症により入院されている方々におかれましては、一日も早い御回復をお祈り申し上げます。

さて、昨日、政府では緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大するとともに、まん延が進む首都圏等の13都道府県については、重点的に感染拡大の取組を進める必要がある地域として、特定警戒都道府県に指定されたところです。

この度政府の決定を端的に表せば、この国を新型コロナウイルスから守るために、特にゴールデンウィーク期間中には、人と人との接触を極力避け、全国民が御自宅でお過ごしいただきたいというものです。

そして、県民の皆様方におかれては、都市部からの人の移動等による本県の感染拡大を防ぐため、感染がまん延する首都圏・関西圏等の特定警戒都道府県との往来は自粛していただくことに加え、その地の地域への移動についてもお控えいただくか、あるいは、移動先の感染者発生状況をよく確認の上、リスクが高い地域へは行かないことについて徹底していただくことが非常に重要なことだと思っています。

ゴールデンウィークは、春爛漫、桜咲き誇る「美しいふるさと青森」に、お子さん、お孫さん、故郷の仲間たちが楽しく集う素敵な季節です。

里帰りできる故郷、そして仲間があることは、素晴らしいことですが、故郷の家族や友人たちを守るため、先ほども申し上げたとおり、首都圏・関西圏等の特定警戒都道府県にお住まいの方におかれては、何とぞ今年だけは、帰省を我慢いただきたいと思います。

それでは、県民の皆様方へ御協力をお願いしたい事項について、改めて申し上げます。

- 5月6日までの間、青森県全域を対象に以下の緊急事態措置を実施します。
- 事態の収束を図るため、できるだけ人と人との接触機会の低減に取り組んでいただきたいと思います。
- 新型インフルエンザ対策特別措置法第45条1項の規定に基づく措置として、県民の皆様方においては、不要不急の外出を自粛するように要請します。
なお、医療機関への通院、食料、医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持のための行動は、不要不急の外出に該当しません。
- 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいだ移動は極力お控えいただき、特に、感染がまん延する首都圏など13の特定警戒都道府県との往来については自粛してください。
- 特に、大型連休期間中においては、特措法第45条第1項の規定に基づく措置として、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛するよう要請します。
- お仕事においては、在宅勤務、時差出勤や自転車通勤など、人との交わりを低減する工夫をお願いします。
- 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出は自粛してください。
- イベント、会議、スポーツ、夜間の飲食等も含め、あらゆる場面において、密閉・密集・近距離での会話といった3つの「密」を避けることを徹底してください。
さらに3つの「密」が重ならない場合でも、感染リスクを低減するため、できるだけ「ゼロ密」を目指しましょう。
- 感染が疑われる症状が出た場合には、医療機関を受診する前に、まずは保健所に設置している「帰国者・接触者センター」に事前に連絡してください。同センターが、「帰国者・接触者外来」に案内いたします。
- 手洗い、咳エチケットの徹底、風邪のような症状がある場合には、会社等を休むなど、拡散防止につながる行動をお願いします。
- 緊急事態措置の実施区域となりましたが、罰則を伴う外出禁止や交通の遮断等を行うものではありませんので、食料・医薬品や生活必需品に係る買い物などは今までとおり行っていただくなど、冷静な行動をお願いします。

なお、本日の本部会議において教育委員会からの、児童生徒、保護者及び地域住民の不安の解消を図り、適切な教育環境を整備することを目的として、県立学校について、必要な対策を講じて上で4月20日から5月6日までの期間を一斉臨時休業する旨の報告がありました。

保護者の皆様におかれましては、御理解と御協力をお願いします。

今回の移動自粛等のお願いについては、全国民が足並みを揃えて取り組むことによって初めて感染拡大防止の効果が得られるものと考えております。

県民の皆様方には、何かと御不便をおかけすることとなりますが、県民の皆様方の命と暮らしを守るため、特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以 上